

（令和5年度版）小園中学校「学校生活の基本」

登校・下校

- 8時25分に教室で出欠確認を行う。この時間を越えると、遅刻となる。
- 体育館で朝礼を行う場合は8時15分までに登校し、廊下に整列して体育館に移動する。出欠確認は体育館で受ける。（リモート朝礼が続く場合はこの限りではない）
- 登下校時には標準服を着用する。部活着での登下校については、顧問の指示に従う。
- 自転車通学は禁止とする。（違反をしたときは自転車を学校で預かり、保護者に返却する）
- 登下校時は、なるべく人通りが多く、歩道のある安全な道を利用する。
- 登下校中に、食べ物や飲み物などの購入や飲食を禁止とする。
- 登校時は、北門か南門を利用する。両門ともに8時25分で閉まる。

休み時間

- 10分の休み時間は次の授業の準備のために活用する。朝学習後の10分間はトイレ・教室移動の生徒以外は教室の外に出ない。
- 廊下や教室で、走り回る・暴れるなどの迷惑行為をしない。
- 他の教室には入らない。他学年の教室前の通行は、必要最小限にする。

校内

- 登校後は、先生の許可を得ずに学校の外に出ない。
- ビン、缶類の持ち込みは禁止とする。
- ペットボトルは水筒代わり（お茶・水・スポーツドリンクは許可する。ジュース類・炭酸飲料系は禁止する）で持ってきてもよい。

連絡・連絡

- 遅刻・欠席をするときは、必ず保護者に電話かミマモルメで連絡をしてもらう。
- 遅刻して登校した場合は、両門にあるインターホンで学年・組・名前を言ったあと、職員室に行き、遅刻連絡票を書いてもらい、授業担当の先生に提出する。
- 早退をする場合は必ず先生の早退許可証を得てから下校し、家に着いたらすぐに学校へ連絡する。（電話番号　6493-0280）
- 病気、怪我等で、標準服で学校生活を送ることが出来ない時などは、生徒手帳やミマモルメ等で、保護者が理由を記入し、生徒が先生に提出して許可を得る。

所持品

- 学校生活に不必要な物（お金、貴重品、遊具、雑誌、マンガ、スマートフォン等）は持ってこない。ただし、公衆電話代などの少額のお金は持ってきてもよい。（＊不要物を発見した場合、学校で預かり、保護者に返却する。）

電話

- 保護者に電話連絡をする際は、職員室前の公衆電話を利用する。

職員室・保健室・特別教室・体育館等への入室

- 職員室・保健室・特別教室・体育館等は、先生の許可なく入室しない。
- 鍵の借用・返却の場合を除き、職員室への入室は禁止とする。先生に用事がある場合は、職員室の入口で用件を言う。
- 保健室に用事がある場合は、職員室で保健室入室許可書を先生に書いてもらい、保健室に行く。緊急の場合は直接保健室に行っても良い。

服装

- 標準服A（夏などの暑いとき）
ズボン着用時：上は規定の半袖シャツ、下は標準服のズボン、ネクタイなし
スカート着用時：上は規定の半袖シャツまたは規定の半袖ブラウス、下は標準服のジャンパースカート、標準服のポウタイ及びベルトの着用は自由とする。
- 標準服B（春・秋などの涼しいとき）
ズボン着用時　：上は規定の長袖シャツ、下は標準服のズボン、ネクタイは着用してもしなくてもよい。
スカート着用時：上は規定の長袖シャツと、下は標準服のジャンパースカート、ネクタイは着用してもしなくてもよい。

- 標準服C（冬などの寒いとき）
ズボン着用時　：上は規定の長袖シャツとブレザー、下は標準服のズボン、ネクタイ着用
スカート着用時：上は規定の長袖シャツとブレザー、下は標準服のジャンパースカート、ネクタイ着用

標準服A（夏）

※標準服A～C共通で、スカートの丈は、膝がかくれる程度を長さの基準とする。また標準服の変形や加工は認めない。

※ブレザーの前のボタンは留める。ネクタイを着用しない場合は、カッターシャツの第一ボタンをあけても良い。
※年間通して冬服・夏服の着用は、その時の季節に合わせて、家庭や自分で判断する。ただし、入学式・卒業式などの式典時は、冬の標準服を着用し、ネクタイを着用する。標準服を忘れた場合は、再登校をする。
※標準服（ズボン・スカート・シャツ）を忘れた場合は取りに帰る。取りに帰る場合は職員室で外出許可書を書いてもらう。名札・ネクタイ・靴下を忘れた場合は職員室で借りることができる。

肌着(インナーシャツ)

- 肌着（インナーシャツ）を着用する。色は、白・黒・紺・グレーの無地とする。ハイネックは不可とする。
- 体操服をカッターシャツの下に着用しても良い。

名札

- 名札は左胸につける。名札の色は学年色を用い、バッジ等は下図参照とする。

ベルト

- ズボンをはく場合は、ベルトを着用する。色は黒、紺、茶の単色とする。派手なバックルのベルトは禁止する。

靴下

- 靴下は、白・黒・紺・グレーの無地で、ワンポイント可とする。ルーズソックスは不可とする。

靴

- 運動靴を着用する。靴・靴ひもの色は白・黒・紺・グレーを基調とする。安全面を考慮し、ローカットの運動靴とする。
- 雨天時、長靴での登下校は許可するが、体育の授業では、必ず運動靴を着用する。

上履き

- 上履きは学年の指定した色で学校指定のものを履く。（上履きの落書きは禁止）

かばん

- 学校指定のかばんを使用する。
- かばんには、適切な大きさの目印となるキーホルダーをつけてもよい。

体操服

- 体育の時は学校で指定された体操服・ジャージ、ゼッケンを着用する。

防寒着・防寒具

- ベスト、セーターはVネックとし、色は白、ベージュ・グレー、黒、紺、茶の無地のもの。教室内のみ、ブレザーを脱いでセーターやベストの姿で過ごすことができる。また、カーディガンの着用は禁止とする。ブレザーの袖や裾から、セーターやベストが出ないように着こなす。
- 手袋、マフラー、ネックウォーマーは通学中に限り許可する。校舎内では外す。タイツの色は黒・ベージュとする。ジャンパー等の防寒着を制服の上から着用するのは禁止とし、肌着で調整する。
- ひざかけ・カイロ・ざぶとんは、年間を通して許可する。

身だしなみ

- 染色、脱色、パーマ、そり込みなどの髪型にはしない。整髪料などは使用しない。
- 衛生的な側面から、前髪は目にかからないように、切るか髪どめでとめる。肩より長い髪はヘアゴムでくくる。髪どめはヘアピン、パッチンピン、ヘアゴムとする。髪どめ・ヘアゴムの色は、黒・紺・茶とする。
- 化粧や化粧類似行為（アイプチ・カラーコンタクト・エクステ・マニキュア・つけづめなど）は禁止する。
- ピアス・ネックレス・指輪などのアクセサリー類（鍵用の長いチェーン等を含む）は禁止する。
- まゆ毛を剃ったり、抜いたりして原形を変えない。
- 制汗シートは無香料のもののみ許可する。制汗スプレーは許可しない。
- リップクリーム・ハンドクリームは、無香料・無着色の薬用のものとする。
- 日焼け止めは、無香料のものとし、ファンデーションを含まないものとする。

標準服B（春）

【本年度より、「学校生活の基本」は、生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえ、毎年見直すこととする。】

